



新ビジネスモデル構築支援事業

募集期間

2020年6月22日から2021年3月31日まで

目的

県内中小企業者(情報サービス業)が県内外の優れた技術力を有する企業と関係を深め技術力の強化を図るために、取引先県内外企業の優れた企業等に社員を派遣して新しい技術・業務ノウハウを習得する際、その費用の一部を助成します。貴社の技術振興と今後の他企業との関係構築のために、ぜひ本制度をご活用ください。申請は随時受付です。事業予算の範囲で終了する場合があります。

支援内容

▼対象事業

県内ソフト系IT企業（中小企業者）が県内外企業への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの。

（１）派遣研修・研究型

ア

当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる事業であるか、又は特定分野の業務ノウハウを習得する事業であること

イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業への派遣であること

ウ 概ね連続1ヶ月以上の派遣事業であること。但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること

（２）営業人材強化研修型

ア

当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること

イ 1年を超えない範囲の受講であること。（短期間も対象とする）

※（１）と（２）のどちらか、又は併用も可能です。但し、新たに派遣及び受講するものが対象です。

▼対象経費

社員負担

- ・家賃

企業負担

- ・家賃
- ・賃金
- ・教材費
- ・研修・研究材料費
- ・旅費
- ・生活支度費

支援規模

▼補助限度額200万円

▼補助率1/2

対象者の詳細

▼応募者の資格

（１）県内で情報サービス業を営む中小企業（中小企業支援法第2条に規定する中小企業者）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（３）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（４）島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（５）島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者

指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、審査時点においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（６）募集する補助事業業務に必要とされる知識を有していること。

対象地域



お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課
TEL0852-21-4809 FAX：0852-26-5686

島根県産業振興課 情報産業振興室
TEL0852-22-5621 FAX：0852-22-5638

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金